

# 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律

## 第128条第1項第1号」の認定を申請される方へ

### 【対象中小企業者】

国の指定を受けた「特定被災区域」において震災前から継続して事業を行っている者であって、東日本大震災に起因して、その事業が当該震災の影響を受けた後、原則として震災の発生後の最近3か月間の売上高等が震災の影響を受ける前3年（ただし平成22年1月以降）比で10%以上減少している中小企業者

### 【提出書類一式】

次の「提出書類一式」は**全て提出していただきます**。控えが必要な場合は御自身で写しを取ってから申請してください。

1. 認定申請書…**2枚**（1枚は市に提出、1枚は認定書として交付。※全て記名・実印押印のこと）
2. 最近3か月及び平成22年1月以降で震災の影響を受ける直前（前3年）の同期3か月の**残高試算表の写し**。  
残高試算表を作成していない方は、売上元帳等の**写し**（販管費、売り先等の明細のない資料の場合は、税理士または会計士の署名・捺印が必要）。確定申告書に該当月の月別売上が記載されていればその**写し**  
※千円単位の資料を提出される場合には、「〇〇〇千円」という記載方法をお取りください。端数がある場合、切上げ、切捨て、四捨五入のいずれを用いても構いませんが、減少率が10%未満の場合に、切上げ等を行い10%にすることはできません。

【最近3か月】とは、申請月の前月または前々月を含む3か月です。

例) 4月に申請→2月を含む3か月（12、1、2月あるいは1、2、3月）

3. 直近の法人税確定申告書（納税地・納税者名及び税務署受領の確認ができる必要があります。**電子申告の場合、「受信通知」を添付**してください）

法人の場合：前期法人税確定申告書の**写し**（別表一(一)のみで可）

個人の場合：前年の所得税確定申告書の**写し**（第一表のみで可）

4. 履歴事項全部証明書（法人の場合）…発行日から3か月以内のもの  
※本店登記地が川崎市内であることが必要です。

5. 許認可証等の**写し**…許認可等が必要な業種の場合、全ての許認可証等の写し（運送業、建設業、飲食業等）

※代理人が申請される場合は、委任状と代理人の連絡先を確認できるもの（名刺等）を御用意ください。

【認定窓口】お近くの窓口へお越しください。なお、お車でのお来訪はなるべく御遠慮ください。

◆川崎市経済労働局 金融課 電話：544-1846 ファックス 544-3263

（幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館5階（JR・京急 川崎駅下車））

◆川崎市経済労働局 中小企業溝口事務所 電話：812-1112 ファックス 812-2075

（高津区溝口1-6-10 てくのかわさき3階（JR・東急 溝口駅下車））

法人の場合は本店登記地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地（住民登録地ではありません）の市区町村にて認定手続を行ってください。

●川崎市電子申請ダウンロードURL：<http://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000017792.html>

（こちらで申請書を取り出すことができます）

●中小企業庁URL：<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/index.html>

（こちらで制度の概要を見ることができます）

\*\*\*\* 申請にあたっては、以下の点について御了承ください \*\*\*\*

★本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

様式

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 128 条第 1 項  
第 1 号の規定による認定申請書

平成 年 月 日

(あて先) 川崎市長

申請者

住所

氏名

実印

(名称及び代表者の氏名)

私は、東日本大震災の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 128 条第 1 項第 1 号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 特定被災区域内での事業開始年月日 年 月 日

2 最近 3 か月間の売上高等

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

減少率 % (実績)

A : 震災の発生後最近 3 か月間の売上高等 円

B : 震災の影響を受ける直前の A の期間に対応する 3 か月間の売上高等 円

川崎市証明経融第 号

平成 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日

川崎市長 福田紀彦

(留意事項)

- ①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ②市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、震災復興緊急保証の申込みを行うことが必要です。

これは計算書です。「申請書様式」を **2枚**用意してください

## 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律

### 第128条第1項第1号の売上高等計算書

※この計算書のA、Bは申請書のそれぞれの欄に対応しています。

○直近3か月分の売上高等明細表

| 平成 年<br>( 月) | ( 月) | ( 月) | 合計売上高等 |
|--------------|------|------|--------|
| 円            | 円    | 円    | A<br>円 |

○震災の影響を受ける直前（前3年）の3か月分の売上高等明細表

| 平成 年<br>( 月) | ( 月) | ( 月) | 合計売上高等 |
|--------------|------|------|--------|
| 円            | 円    | 円    | B<br>円 |

|        |   |        |   |            |
|--------|---|--------|---|------------|
| B<br>円 | - | A<br>円 | = | 減少額 C<br>円 |
|--------|---|--------|---|------------|

|                                |   |          |
|--------------------------------|---|----------|
| 直前期比 10%以上の減少 $C/B \times 100$ | → | 減少率<br>% |
|--------------------------------|---|----------|

※この計算書は川崎市金融課が認定を行うため便宜的に作成したもので、国の認定書の付属書類ではありません。